

社団法人佐賀県労働基準協会内規

(平成16年5月18日)

社団法人佐賀県労働基準協会の役員に関する処遇は次によることとする。

1 役員報酬等

役員報酬は、原則として、無償とする。

但し、理事が、協会事務に従事する場合は、職員として就業規則の定めるところによるものとする。

2 役員在任年齢

役員についての在任年齢は、特に定めない。

但し、理事が、協会事務に従事する場合は、在任年齢を原則65歳とする。